

凍結胚保存期間満了における各種手続き方法（自費延長/廃棄）

延長しない場合：必要書類の提出が必要です。

『凍結胚廃棄同意書（必要事項を記載し、署名したもの）』を書類送付先住所まで郵送してください。なお、郵送によるお手続きの際の送料は患者様のご負担となります。手続き完了後、当院より同意書の控え（コピー）を記載ご住所宛にご返送（当院送料負担）いたします。

延長を希望する場合：必要書類の提出と延長料金のお支払いが必要です。

凍結胚保存期限延長申請書を印刷後、必要事項を記載しご郵送ください。

書類を郵送頂いた後、1つの凍結番号につき延長料金：38,500円（税込）を下記の口座までお振込みください。

※振込人名の欄は〈奥様診察券番号 奥様氏名〉をご入力ください。

【振込先】 仙台銀行 長町南支店

【普通預金】 【口座番号】 0073604

【名義】 医療法人珀晴会 理事長 村川晴生（イヨウホウジン ハクセikai リジチョウ ムカワ ハルオ）

当院手続き完了後、申請書の控え（コピー）および領収書を記載ご住所宛にご返送いたします（当院送料負担）。

注1：お振込みの手数料、および書類郵送代は患者様のご負担となります。

注2：当院に書類が到着した後、入金確認を行いますので、書類の送付をお忘れなくお願いいたします。書類とご入金のとちらも確認がされませんと延長手続きが出来ませんので、ご注意ください。

凍結融解胚移植を行う場合：医師とのご相談が必要です。

当院、生殖医療外来にご予約のうえ、すみやかに医師とご相談ください。※予約はWebより「体外受精」でご予約ください。月経開始14日以内でご予約をお取りいただくと胚移植に向けてスムーズです。

なお、医師の判断も含め、凍結保存期間満了日までに胚移植が行われなかった場合には、1つの凍結番号につき延長料金：38,500円（税込）のお支払いが必要となります。

自費で採卵した胚を保険で更新する場合：ご来院が必要です。

2022年3月31日までに胚を凍結保存した患者様において、凍結胚保存期間の更新を保険で行える場合があります。

ただし、保険で更新する場合は、条件があります。

～主な条件～

- ・女性の年齢が43歳未満で、凍結融解胚移植を希望する方。
- ・ご夫婦で来院し、「胚移植の治療計画」を立てることができる方。

他にも様々な条件があります。また、保険で治療開始するには、体外受精の説明会にご参加いただく必要があります。お電話にて説明会のご予約をお取りいただき、ご来院ください。

書類送付先住所

〒982-0014 宮城県仙台市太白区大野田4丁目31-3

仙台ソレイユ母子クリニック 生殖医療センター「培養室」行

ご提出にあたり書類の記入漏れが多く発生しております。ご郵送の際、再度内容をご確認いただきますようお願い申し上げます。

手続きに際しご不明な点がございましたら、診療時間内に「培養室」まで電話にてお問い合わせ下さい。

お問い合わせ電話番号：022-248-5001（代表）

※お問い合わせは診療時間内をお願いします（診療時間は曜日より異なりますのでご注意ください）。

※担当者が不在の場合、返答にお時間をいただく場合がございますが予めご了承ください。

医療法人珀晴会 仙台ソレイユ母子クリニック